

知 事 意 見

平成25年8月29日

真庭産業団地事業計画変更（誘致企業規模等の変更）に伴う環境影響評価準備書について、関係市長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講じることとされたい。

記

1 事業計画について

- (1) 当環境影響評価は、立地するバイオマス発電施設の排出ガス量が、想定を上回る変更があったことに起因するものであることから、排出ガスによる周辺環境に及ぼす影響を低減するよう配慮する必要があるが、計画されているバイオマス発電施設の排出ガス濃度に係る諸元は、想定内容と比較し十分に低減された計画であるとは言い難い。

したがって、施設の性能や類似施設の稼働実績を踏まえ、適切な排出ガス濃度に係る諸元を設定するよう施設設置者に指導し、再設定した排出ガス濃度で予測及び評価を実施し評価書に記載すること。

- (2) 事業計画に記載する各諸元の算定根拠を明確にし、既存立地企業で実績値等を把握できるものについては、実績値等を記載し、予測及び評価に反映させること。

2 環境負荷の低減について

今回の計画変更は、バイオマス発電施設の排出ガス量の大幅な増加であり、大気質に係る予測結果は、環境基準に適合しているものの現況と比べると環境負荷は増大している。ついては、バイオマス発電事業者を含め立地企業に対し、実行可能な範囲内で更なる環境負荷の低減に努めるよう団地管理者として指導すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

基準の適合状況について評価するだけでなく、現況と事業実施後の環境の変化を比較した上で、実行可能な範囲で環境影響の回避低減が十分に図られているかを適切に評価すること。

4 環境管理について

環境管理を確実に実施することにより、当該事業が環境に及ぼす影響及び実施する環境保全対策の有効性を計画的かつ的確に把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて対策等を検討し、団地の維持管理に反映すること。

5 企業誘致計画について

ゾーニング計画は、当該団地及びその周辺の地域特性を踏まえて、企業の配置段階から環境負荷の低減を図る手法として導入した重要な考え方であることから、評価書中には、その趣旨の十分な説明を記載し、今後の企業誘致計画に活かすこと。

6 騒音について

遮音壁の諸元を明らかにし、回折減衰や透過損失の検証結果を評価書に記載するとともに、環境管理において事後調査を実施し、その効果を検証すること。

また、隣接地事業所への影響を明らかにし、必要に応じ環境保全措置の実施を検討すること。

7 廃棄物等について

(1) 再資源化率の算定は、目標としている第3次岡山県廃棄物処理計画の算定方法に準じて行い、環境管理で実施したアンケート調査の結果を精査した上で、予測及び評価に反映させること。

(2) 立地企業に対し、実行可能な範囲内で廃棄物の資源化に取り組むよう団地管理者として指導すること。

8 温室効果ガスについて

更なる温室効果ガス削減のため、立地企業に対し、発電施設の高効率化等についても検討するよう団地管理者として指導すること。